

公益通報者保護専門調査会 中間整理（概要）

通報者の範囲	(1) 退職者	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職者を不利益取扱いから保護する通報者に含めるべき。 <p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不利益取扱いから保護する退職者を退職後一定期間内の者に限定するか、実態に照らして合理的な期間を設定することができるかという点も考慮して、引き続き検討。
	(2) 役員等	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員等を不利益取扱いから保護する通報者に含めるべき。 ・原則として内部での是正措置の前置を求めるべきであるが、画一的に規定することは適当でない。 ・解任によって生じた損害の賠償は、法律上手当をすべき。 <p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態を踏まえて、内部での是正措置を前置しなくてもよいとする例外を適切に設定することができるか、引き続き検討。 ・解任を無効とする規定を置くことについて、引き続き検討。
	(3) 取引先等事業者	<p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引先等事業者を不利益取扱いから保護する通報者に含めることについて、引き続き検討。
	(4) その他の通報者	<p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「その他の通報者」として一括りに論じることは難しく、想定される通報者を具体的に整理するなど、引き続き検討。
行政による調査措置義務の対象	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不利益取扱いから保護する通報者以外の者からの通報であっても、行政機関の調査措置義務の対象とすべき。 	
通報対象事実の範囲	(1) 刑事罰の担保による限定	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑事罰の担保があるものに加えて、少なくとも明文の根拠のある行政処分等の行政措置の対象となっているものを通報対象事実の範囲に含めるべき。 <p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記を超えて通報対象事実の範囲に含めるかは、明確性や公益性の観点も踏まえつつ、引き続き検討。
	(2) 法目的による限定	<p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法目的による通報対象事実の範囲の限定（「個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる」との限定）を拡張すべきか、引き続き検討。
	(3) 条例	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例であるとしても通報対象事実から除外する理由はない。 <p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例を法律と同様の基準で通報対象事実に含まれることができるか、具体的な条例を基に精査するなど、引き続き検討。

公益通報者保護専門調査会 中間整理（概要）

通報対象事実の範囲	(4)規定の方式	<p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記(1)及び(2)の各論点との関係で、どのように対象範囲の明確性を確保することができるか、法制的にどのような規定ができるか等の観点から、引き続き検討。 ・規定方式としては、①現在の対象となる法律を列挙する方式、②対象となる法律を列挙する方式を維持しつつ、最後に「その他公益に重大な影響を及ぼす場合」といった包括条項を置く方式、③法目的による限定を設けず、対象となる法律を個別に列挙する方式を取りやめ、刑事罰及び行政処分等の行政措置の対象となる事実とする方式、④③の方式に加えて、除外するものを列挙する方式(ネガティブ・リスト)の四通りが考えられる。 ・④の方式による場合、除外する法律を選別する基準について、引き続き検討。
切迫性の要件	<p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切迫性の要件があるために保護されないと考えられる事例等がどこまであるかを踏まえて、引き続き検討。 	
外部通報の保護要件	(1)2号通報	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真実相当性の要件を緩和すべき。 ・1号通報とは差を設けるべき。 <p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真実相当性の要件の具体的な緩和の方法について、別のより緩やかな文言を用いる、特定の事情がある場合に真実相当性を不要とすることなどを含め、引き続き検討。
	(2)3号通報	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真実相当性の要件を維持すべき。 ・特定事由については、要件を緩和する方向で検討すべき。 ・事業者内部通報体制の整備義務を課すとした場合、事業者において内部通報体制を整備していないことを特定事由に追加すべき。 <p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事由の緩和の具体的方策について、引き続き検討。
	(3)通報者の範囲の拡大	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員等が2号通報又は3号通報をする場合、原則として内部での是正措置の前置を要件にすべきであるが、画一的に規定することは適当でない。 <p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職者は、労働者と連続する立場にあること等を踏まえて、労働者との間で外部通報の保護要件に差を設けるべきか、引き続き検討。
通報を裏付ける資料の収集行為	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに集積された裁判例を整理し、分かりやすく示していく必要がある。 ・刑事責任の免責は、慎重な検討が必要。 <p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律に規定を置くとした場合にどのような規定を置くことができるかについて、引き続き検討。 	

公益通報者保護専門調査会 中間整理（概要）

通報体制の整備	(1) 事業者	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模の事業者と中規模・小規模の事業者とでは分けて考える必要があるが、事業者に内部通報体制の整備義務を課す方向で検討すべき。 ・少なくとも大規模の事業者には内部通報体制の整備義務を課すべき。 ・履行すべき義務の内容は事業者の規模や業種等によって様々であり、義務の内容を画一的に定めることは相当でなく、また、各事業者の実情に即した創意工夫による取組は抑制すべきでない。 ・義務の履行を確保するための措置に関しては、事業者において内部通報体制が整備されていない場合、2号通報について「思料する」だけで通報できるようにする、内部通報体制を整備していないことを3号通報の特定事由に追加するなど、2号通報及び3号通報の要件緩和と結び付けていくべき。 <p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模・小規模の事業者にどのようなレベルで義務を課すかについて、引き続き検討。 ・義務の内容や、具体的な規定方法について、引き続き検討。 ・上記以外の義務の履行を確保するための措置（行政措置等）について、引き続き検討。
	(2) 行政機関	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通報体制（内部通報体制・外部通報受付体制）の整備義務を課す方向で検討すべき。 <p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通報体制の整備義務を課すことについて、地方自治法との関係を踏まえて、関係機関との調整を踏まえつつ検討。
守秘義務	(1) 1号通報先	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号通報先に守秘義務を課すべき。 ・守秘義務の対象とする情報の範囲は、「通報者個人を特定し得る情報」とすべき。 ・守秘義務を負わせる者の範囲は、通報に関する業務（通報窓口・調査）に従事する担当者とするべき。 ・実効的な調査を行うこととの関係で、守秘義務に一定の例外を設けるべき。 ・守秘義務に違反した場合に刑事罰を科すことは、慎重な検討が必要。 <p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者にどのような義務を課し、違反したときにどのような効果とするかという問題があり、引き続き検討。 ・調査の必要性や通報への適切な対応等に配慮して、守秘義務が解除される例外を適切に設定できるか、引き続き検討。 ・守秘義務による保護が及ぶ通報者の範囲は、守秘義務の目的との整理が必要であり、引き続き検討。
	(2) 2号通報先	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に公務員法上に罰則付きの守秘義務規定があるものの、公益通報者保護法でも守秘義務があることを明確化すべき。 ・刑事罰を上乗せすることは、慎重な検討が必要。
	(3) 3号通報先	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務を一律に課すことは困難である。

公益通報者保護専門調査会 中間整理（概要）

一元的窓口	(1) 一元的窓口の設置	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各行政機関の通報窓口（個別窓口）において引き続き通報を受け付けて対応する体制を維持しつつ、個別窓口を補完するものとして、行政通報の一元的窓口を設置すべき。 ・問題となっている法令違反の有無を一元的窓口が調査・判断するのではなく、権限を有する行政機関に回付し、当該行政機関において調査・判断すべき。
	(2) 設置先	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益通報者保護法を所管する消費者庁とすべき。
	(3) 職務及び実効性の担保	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益通報者保護制度そのものについて相談したいという場合に対応できる機能（現在の公益通報者保護制度相談ダイヤルに相当するもの）は引き続き保持すべき。 <p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮に消費者庁に一元的窓口を設置するとした場合には、体制の整備が不可欠であり、また、他の行政機関との関係で新たな仕組みを設けるとした場合、公益通報者保護法の中で手当をする必要があるため、現実的にどの範囲で対応が可能であるかについて、引き続き検討。 ・都道府県や市区町村との関係では、地方自治法上の技術的な助言・勧告や、自治事務であれば是正の要求、法定受託事務であれば是正の指示といった制度があるが、更にどのような制度が考えられるか、引き続き検討。
保護の対象となる通報先の拡張		<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一元的窓口への通報、誤って権限のない行政機関になされた通報及び行政機関が指定した者への通報について、2号通報先として保護の対象となる通報先に含めるべき。
不利益取扱いに関する紛争解決手続		<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者・労働者間の不利益取扱いに関する紛争解決手続を充実・拡充させていくことが重要である。 <p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような手順で対応し、最終的な措置を採って解決を図っていくのか、また、行政機関の間でどのような連携を取ることができるのかを具体的に検討。 ・不利益取扱いから保護する通報者の範囲を広げるとした場合に、労働者以外の者に対しても紛争解決援助を行うことについて、引き続き検討。
不利益取扱いに対する行政措置	(1) 行政措置の導入	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不利益取扱いを行った事業者に対する行政措置を導入する必要がある。 ・紛争解決手続を整備した上で、その段階で話し合いにより迅速に解決できる事案は、紛争解決手続による解決に委ね、行政措置は重大かつ悪質な事案に絞って考えるべき。
	(2) 行政措置の種類	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・是正を勧告し、事業者が従わない場合には公表をすべき。 ・その前段階として、調査及び事実認定をしっかりと行い、助言や指導により是正を促すなど、慎重な手続を踏むべき。 <p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命令制度まで導入することは、引き続き検討。

公益通報者保護専門調査会 中間整理（概要）

対する行政措置 不利益取扱いに	(3)他の行政機関との連携等	<p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政措置の対象として考えられる事案の件数、行政措置の対象として想定される典型的な事案の内容、各行政機関による連携・協力や体制の在り方等を具体的に検討。
	(4)労働者以外の者への不利益取扱い	<p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不利益取扱いから保護する通報者の範囲を広げるとした場合に、労働者以外の者に対する不利益取扱いに関しても行政措置を導入することについて、引き続き検討。
不利益取扱いに対する刑事罰		<p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①命令制度を設けることを前提に、是正命令に違反した場合に刑事罰を科すこと、②事前抑止の観点から、是正されるかどうかを問わず、法律違反に対して直罰的に刑事罰を科すことについて、引き続き検討。
立証責任の緩和	(1)解雇	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 解雇が通報から一定期間内に行われた場合、立証責任を事業者に転換すべき。 <p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実態に照らして合理的な期間設定について、引き続き検討。
	(2)その他の不利益取扱い	<p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 解雇以外の不利益取扱い(降格、減給、配置転換、出向等)に関して、立証責任を転換することについては、引き続き検討。
その他の論点	(1)通報行為に伴う損害賠償責任	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 損害賠償請求訴訟の提起を一律に違法とすることは困難であり、憲法上の問題にもなり得るため、慎重な検討が必要。 <p>【今後の検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通報行為に伴う損害賠償責任を免責する規定を置くことについて、引き続き検討。
	(2)通報行為に伴う刑事責任	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな規定を設けることは、慎重な検討が必要。
	(3)通報者の探索及び通報妨害	<p>【方向性が示されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行法では、3号通報の特定事由に当たり得るところ、2号通報についても、通報妨害があった場合には真実相当性の要件を不要とするなど、保護要件を緩和する方策を採るべき。